



平成24年2月10日

各 位

会社名 住友大阪セメント株式会社
代表者名 取締役社長 関根福一
(コード番号 5232 東証・大証第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 齋藤 昭
(TEL 03-5211-4505)

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

本日、当社は、株式会社東京証券取引所より、下記の理由により、有価証券上場規程第508条第1項に基づき「公表措置」が実施され、同規程第502条第1項に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの当該措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、本日過年度の決算短信等の訂正を開示し、当社における新材料事業部高機能フィルム事業グループのグループリーダー以下数名の従業員によって、赤字続きで事業撤退のおそれのあった同事業の存続をはかる目的で、原価計算上の数値を改ざんして在庫を過大計上するなどしたことにより、平成22年3月期第1四半期から平成24年3月期第2四半期まで累計1,481百万円の連結営業利益を過大に計上しており、重要な訂正を伴う決算内容を開示していたことを公表しました。

これは、有価証券上場規程第412条第1項に違反し、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要する程度の違反と認められることから、同規程第508条第1項に基づき「公表措置」が実施されたものです。

また、これは、当社の適時開示を適切に行うための体制における重大な不備に起因する不適切な開示であり、同体制について改善の必要性が高いと認められ、今後、当社が適切に情報開示等を行うためには、当社の適時開示体制の早急なる整備が必要と認められることから、「改善報告書」の提出を求められたものです。

以上